



# の申告は期限内に

令和7年度分の住民税の申告と6年分の所得税(復興特別所得税含む)の確定申告を受け付けます。

申告は3/17月まで

住民税の申告

申告は区役所へ

郵送申告が  
オススメ!

## 住民税の申告が必要な方

7年1月1日現在練馬区に住んでいて、6年内に所得があった方 ※区外に住んでいて、区内に事務所などがある場合も対象です。

### 次のいずれかに当てはまる方は申告不要です

- ・税務署に所得税の確定申告をする
- ・6年内の所得が給与所得のみで、勤務先から区内に給与支払報告書が提出されている(下の「知っておきたい税のはなし」**2**参照)
- ・6年内の所得が公的年金等に係る雑所得のみで、年金支払先から区内に公的年金等支払報告書が提出されている(下の「知っておきたい税のはなし」**2**参照)



所得がなかった方へ

## 保険料の正しい算定のために期限内の申告をお願いします

国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の保険料などは、住民税の申告内容に基づき算定します。6年内に所得がなかった方でも、各保険に加入している場合は申告をしてください。保険料の軽減などには世帯全員分の申告が必要です。

## 申告書の配布と発送

申告書は、区ホームページに掲載するほか、区民事務所(練馬を除く)と税務課(区役所本庁舎4階)で配布しています。昨年、住民税の申告をした方などには、2月3日(月)に申告書を発送します。

問合せ **区税第一～第四係** 5984-4537



## 知っておきたい税のはなし

### ①主な税制改正のお知らせ

令和7年度住民税の所得割額から、国内に居住する控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する納税義務者を対象に、1万円を控除します。ただし、合計所得金額が1805万円(給与収入2000万円相当)以下の場合に限ります。※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者とは、合計所得金額が1000万円を超える納税義務者と生計を一にする配偶者で合計所得金額が48万円以下の方をいいます(青色事業専従者として給与の支払いを受ける方および白色事業専従者を除く)。詳しくは、区ホームページをご覧ください。

### ②給与・公的年金等の収入がある方へ

#### 〈所得税〉

6年内の収入が次のいずれかに当てはまる場合は確定申告が必要です。

- ・給与の収入金額が2000万円を超える
- ・給与を1力所から受けている、給与や公的年金等以外の収入がある場合や、控除内容に変更・追加のある場合は住民税の申告が必要です。詳しくは、区ホームページをご覧ください。
- ・給与を2力所以上から受けている、年末調整されていない給与収入金額と給与・退職所得以外の所得金額の合計金額が20万円を超える
- ・公的年金等の収入金額が400万円を超える
- ・公的年金等の収入金額が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円を超える
- ・外国の法令に基づく公的年金等を受給している



## 住民税の申告は郵送または窓口で

次の書類を税務課に提出してください。

#### 〈提出書類〉

- ①住民税の申告書
  - ②所得や経費の明細が分かるもの(給与所得の場合は源泉徴収票)
  - ③控除額が分かるもの(医療費控除の明細書(下の「知っておきたい税のはなし」**3**参照)、生命保険料・地震保険料の証明書の原本、社会保険料の支払額が分かるもの、障害者手帳など)
  - ④マイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写しなど)
  - ⑤本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証または資格確認書など)
- ※郵送の場合、③の障害者手帳や④⑤は写し(マイナンバーカードは両面)を提出してください。

#### ●申告窓口

場所	日程(土・日曜・祝日を除く)	時間
税務課(区役所本庁舎4階)	2/17(月)～3/17(月)	8:30～17:00
石神井庁舎5階	2/17(月)～26(火)	
東大泉中央地域集会所	2/18(水)・19(木)	
早宮地域集会所	3/10(月)・11(火)	
上石神井南地域集会所	3/3(月)・4(火)	
大泉北地域集会所	3/5(火)・6(水)	
光が丘区民センター2階	3/4(火)～6(木)	
関区民センター	3/7(金)・10(月)・11(火)	

※体が不自由な方を除き、車での来場はご遠慮ください。



税の種類	申告期限	納期限	問合せ
特別区民税・都民税(住民税)	3/17(月)	普通徴収の場合、年4回(6・8・10・1月の末日)	区役所内 税務課区税第一～第四係 5984-4537
所得税 復興特別所得税	※所得税などの確定申告をする方は、住民税・個人事業税の申告は不要です。	3/17(月) ※口座振替は4/23(火)。	税務署 練馬東 6371-2332 練馬西 3867-9711
個人事業税		年2回(8・11月の末日)	豊島都税事務所 3981-1211
贈与税	3/17(月)	3/17(月)	税務署 練馬東 6371-2332 練馬西 3867-9711
個人事業者の消費税・地方消費税	3/31(月)	3/31(月) ※口座振替は4/30(火)。	税務署 練馬東 6371-2332 練馬西 3867-9711

※期限を過ぎて申告した場合、7年度住民税の特別徴収税額通知書・普通徴収納税通知書への反映が間に合わない場合があります。

※期限を過ぎて申告した場合、7年度住民税の特別徴収税額通知書・普通徴収納税通知書への反映が間に合わない場合があります